

## ⑧ 厚別東防災・福祉ネットワーク協議会の設立

- ・各町内会の取組が最終ステップに達し、当初の目的を達成したことから、支えあいプロジェクトは役目を終了
- ・防災と福祉の総合的な受け皿として、地区まちづくり会議内の機関に位置づけ
- ・地区内を中心とした企業、病院、福祉施設、学校、行政等災害時の相互支援体制の構築を目指し、新たな視点での活動を推進

## ⑨ 厚別消防署との協定締結

- ・札幌市消防局の「地域消防支え合いネットワーク事業」のモデル地区に全市で初めて指定され、協定書に調印  
⇒防火・防災福祉事業への取組強化

### ※地域消防助け合いネットワーク

町内会、消防団、学校、病院、事業所、防火委員、民生委員・児童委員等を構成員として、常日ごろから助け合いのためのネットワークをつくり、防火、防災、救命などに関するさまざまな取組を地域ぐるみで行うことで、火災のない安全で安心なまちづくりを進めるもの。

## ⑩ DIG 研修の実施（2）

- ・前回に引き続き、厚別中学校で実施
- ・町内会と生徒のほか、PTA や地域の消防団員、協定を結んだ厚別消防署も参加

## ⑪ 防災訓練の実施

- ・協定を結んでいる北星学園大学附属高校で実施
- ・防災に関する講演会、防災資機材の使用訓練、電源喪失を想定した炊き出し訓練などを実施

## ② 単位町内会の取組

### 取組手順

- 厚別東地区では、取組段階を8つのステップに分け、どのステップからでも取り組めるようにし、各町内会の負担感を軽減した。

#### ステップ 1

##### 推進体制の整備

支え合い活動の推進体制を整備する

#### ステップ 2

##### 規約の整備

個人情報の具体的な管理方法を検討し、管理規約を定める

#### ステップ 3

##### 取組の周知、要援護者・支援者の登録の呼びかけ

町内会員に取組を周知するとともに、手上げ方式と同意方式で募集を行う

#### ステップ 4

##### 災害時安否確認台帳の作成

要援護者と支援者の組み合わせを決め、災害時安否確認台帳を作成する

#### ステップ 5

##### 防災・減災資源（地域資源・人材情報）の確保

災害時に必要となる資機材や人材について、協力を依頼する

#### ステップ 6

##### 日常の見守り活動の検討、連絡網の作成

日常の見守り活動の実施方法について検討するとともに、必要な連絡網を作成する

#### ステップ 7

##### 要援護者・支援者の顔合わせ

要援護者と支援者が一堂に会した説明会を開催する

#### ステップ 8

##### 防災福祉マップの作成

要援護者と支援者の情報を地域のマップに落とし込む

- 1人の要援護者に対し、3人の支援者体制を構築することができた。
- 平成24年3月までに、全ての町内会で防災福祉マップの作成が完了した。

## (2) 手稲区つくし町内会の取組

### 地域の概要

加入世帯数 374 世帯

高齢化率 21.7% ( 富丘西宮の沢まちづくりセンター所管内 )

( 平成 24 年 10 月 1 日現在 )

### 取組体制

○支援母体…つくし防災・福社会つくし(いずれも町内会内部組織)

つくし防災→町内会役員・班長

福社会つくし→町内会役員・老人クラブ で構成

### 取組手順

#### ① 災害時要援護者避難支援の活動の必要性を共有化

- ・活動の必要性を理解してもらうため、時間をかけた取組を実施  
⇒町内会の行事や広報誌への掲載などさまざまな機会を捉え、協力を依頼
- ・町内会則・規約の見直しを行い、防災部・福社会つくしを立ち上げるとともに、個人情報ルールづくりを実施

#### ② 要援護者・支援者情報の収集(アンケート)

- ・班長が戸別配付し、封書で回収  
⇒個人情報に配慮
- ・アンケートの実施とともに、家族調書の記載を依頼し、看護師や重機免許所持者など有資格者の把握を併せて実施
- ・希望者には、災害時の緊急連絡カードを配付  
⇒緊急連絡先やかかりつけの病院の情報を記載の上、自宅で保管

### ③ 災害時支えあいプランの作成

- ・ 回覧ではなく戸別配布することで、活動内容の周知を徹底
- ・ 同時に、アンケートの結果をフィードバックし、進捗状況や今後の取組予定なども情報提供

### ④ 要援護者・支援者カードの作成

- ・ 会長、防災部長、福祉部長が対象者宅を1軒ずつ訪問し、アンケートの内容を確認し、カードに記入
- ・ できるだけ近隣の人同士で組み合わせを行うため、老人クラブと自主防災組織の会員に、支援協力の依頼を実施  
⇒防災意識の向上のため、防災のPR誌などを配付

### ⑤ アンケート未回答世帯への訪問・確認(1)

- ・ アンケートへの回答はなかったものの、要援護者と考えられる方へ訪問・確認  
⇒町内会長が民生委員であるため、把握が容易

### ⑥ 「災害時助け合い要領」の作成

- ・ 「災害時支えあいプラン」の内容を詳細に説明
- ・ 要援護者・支援者の具体的な役割(行動)、個人情報への取扱い、避難場所の情報などについて記載

### ⑦ 組み合わせカードの作成

- ・ 要援護者と支援者の組み合わせ  
⇒要援護者の状態により支援者の数を決定
- ・ 要援護者と支援者を訪問し、「災害時助け合い要領」と「組み合わせカード」を直接手渡し

#### 〈工夫した点〉

- ・ 要援護者の支援の必要度によりカードを色分け
- ・ カードの裏面に地図を入れ、要援護者宅と支援者宅を線で結び、わかりやすく図示

※右写真は町内全体のもの。

各個人へは対象の要援護者・支援者のみ表示したものを添付





## ⑧ 「災害時助け合い要領」の配付

- ・ 班長が全戸に戸別配布  
⇒ 要援護者と支援者以外の世帯にも、活動内容を周知

## ⑨ アンケート未回答世帯への訪問・確認（２）

- ・ 新たな要援護者を把握するとともに、支援者を確保
- ・ それに伴う組み合わせカードの見直しも実施

## ⑩ 企業会員へ「災害時の避難支援活動」の協力と登録依頼

- ・ 資機材や車両などの提供・支援、避難所運営などの人的支援について、3社から承諾

## ⑪ 継続した活動の実施

- ・ 定期的な組み合わせカードの見直し  
⇒ 現在、要援護者1名に対し、支援者を2.3人確保  
⇒ 支援者から要援護者になった際の対応が可能
- ・ 災害時要援護者避難支援の取組の必要性についても、継続して周知を実施
- ・ 転居などで新しく町内会に加入した世帯への取組の周知・説明  
⇒ 新たな支援者の確保



← 区役所で作成した冊子に取組が紹介され、町内会での取組内容の周知にも活用されている

### (3) 様式集

#### ① 支えあいプラン

要援護者の避難支援にあたっての基本的なルールを定めたものです。

プランには、収集する情報の利用目的、保管・共有先、要援護者への支援内容などが明記されています。

項目	内 容
支援体制	【支援母体】 つくし町内会（「つくし防災」と「福祉会つくし」）
	【関係団体との連携及び協力】 地区内の民生委員や福祉推進委員会と連携・協力し取り組みます。
	【支援母体の日頃の活動】 ①支援者と要援護者間の日頃のコミュニケーションの促進 ②住民の災害に対する意識高揚を図るための啓発活動 ③定期的な防災訓練の実施
	【連絡体制】 町内会から要援護者へ災害関連情報などを伝えるための連絡網を作成します。
	【町内の防災・減災資源の活用】 回覧板や個別に協力依頼するなどして地域内の防災・減災資源等の情報を収集します。
支援内容	<p>支援者が要援護者に対して行う支援は以下の5項目になります。</p> <p>① 災害発生時の恐れがある時などに災害情報を伝達（風水雪害）</p> <p>② 災害時の安否確認</p> <p>③ 避難場所への避難のお手伝い</p> <p>④ 避難場所での支援</p> <p>⑤ 日頃の見守り</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※ 支援者による要援護者の支援は義務ではありません。支援者はご自身の身の安全を確保することが優先です。</p> </div>
避難場所（つくし町内会近郊）	<p><b>一時避難場所</b> 災害が発生して避難が必要な場合に、家族や近所の人の安全を確保する場所です。 【公園】つくし公園、西宮の沢公園 【学校（グラウンド）】西宮の沢小学校</p>
	<p><b>収容避難場所</b> 冬季・気象状況や夜間・長時間の避難になる場合に、身体や生命を守る場所で、学校体育館などです。なお、震度6弱以上の地震が発生した場合は、速やかに開設されます。 【学校（体育館）】西宮の沢小学校</p>
	<p><b>広域避難場所</b> 大規模火災が発生したら、炎や煙から身を守り、安全を確保する場所です。 【公園】手稲稲積公園[1～1.7km]</p>

項目	内 容
要援護者・支援者情報の収集	<p>① 利用目的（用途） 当該取組みの説明を行い、登録に同意した要援護者から収集した情報を、名簿の作成に活用します。集めた個人情報、その保護に十分留意しながら、災害時には避難支援及び避難生活において関係機関と情報共有することとし、それ以外の目的での使用は行いません。</p> <p>② 情報収集の方法 手上げ方式、同意方式などにより本人の同意を得て情報を収集します。</p> <p>③ 支援に必要な情報内容（登録カード）の具体化 「要援護者カード」「支援者カード」「組合せ台帳」のとおり</p>
	<p>① 情報の保管・共有先 カードなどの原本は、町内会長が保管し、その写しを以下のとおり、共有することとする。 ・ 総務部長、防災部長、福祉部長：全体版（台帳の全部） ・ 班長：所管班分（台帳の一部） ・ 要援護者と支援者：本人分（台帳の一部）</p> <p>② 更新に関するルール 年1回定期更新を行います。また、転出・転入者などの情報を把握した場合は、随時更新します。</p> <p>③ 情報の開示・周知に関するルール 震災などの突発的な状況下では、収集した情報を地域住民に開示するなどの柔軟な対応をとることがあります。</p> <p>④ 不要になった情報の取扱い 要援護者本人（申請者）から申し出があった場合は、速やかに台帳より削除し、カードについては、希望に応じて廃棄（裁断や焼却処分）又は返却します。</p>
	情報の保管及び管理など

## ② 募集チラシ・アンケート

手上げ方式による要援護者と支援者を募集するためのチラシです。

### 全戸配布の重要なお知らせです。

平成22年5月26日

厚別東町内会連合会 会長

小野幌ニュータウン町内会 会長

## 災害時の支えあい

平成22年に入ってから、ハイチの直下型大地震、チリ沖の大津波の発生。4月には中国・青海省大地震など、大規模な災害が発生しており、多くの方が被災され、犠牲になりました。

犠牲になった多くの方々が、高齢者、障害者など「災害弱者」といわれる人達でした。私たちは、普段から災害発生時に手助けを必要としている方々『災害時要援護者』をいかに速やかに避難させるか、あるいは救助するかを、組織化しておく必要があります。また、災害時ばかりではなく、普段からお互いに温かく見守りあって、お互いの安全を確認し合う気風を醸成したいのです。

このため、私たちは私たちの住む町内で、災害時に支援が必要な方々に対する支援のあり方を検討しました。

そこで、町内の

**災害時に支援を必要とする方（要援護者）**

**災害時に要援護者を支援してくださる方（支援者）**

を把握しなければなりません。

この度、町内会で「要援護者」とその方を支える「支援者」を募集することとなりました。ご希望される方は別紙の用紙にご記入をお願い致します。

記入した用紙は、後に班長さんが集めに参りますので、封筒に入れてお渡し下さい。

### カードの作成とプライバシーの保護

ご記入された方には、後日、カードに必要な事項を記入して頂きますが、その個人情報、先日の町内会総会において採択された「個人情報保護管理規約」により町内会長が責任を持って厳重に管理致しますので、ご安心下さい。

わたしたちは 地域で支えあい、だれもが安心して暮らせる“福祉のまちづくり”をすすめます。

人は喜んで世話になり、また、誰かの世話をしながら生きていく動物です。遠慮は、孤独につながります。迷惑かけたくないなんて、がんばらないほうがいい。

「喜んで、お世話になりましょう」という生き方も、素敵ではありませんか。

### 問い合わせおよび連絡先

小野幌ニュータウン町内会 会長

副会長

福祉部長

福祉副部長

福祉副部長